

維持管理状況の確認について

維持管理報告書をご提出いただく際に、内容に不備がある場合、修正をお願いすることがあります。下記に主な確認事項を示しましたので、維持管理状況をご確認の際に参考としてください。

主な確認事項

公開空地について
・ 公開空地標示板は2か所設置されているか
・ 公開空地標示板の表記が消えていないか
・ 公開空地内に自転車や車両が駐車されていないか
・ 植栽（高木等）は適切に維持管理されているか
屋上緑化について（屋上緑化が設置されている物件のみ対象）
・ 屋上緑化の標示板は設置されているか
・ 屋上緑化の標示板の表記が消えていないか
・ 植栽は適切に維持管理されているか
特定施設について（耐震性貯水槽、子育て、にぎわい施設等の特定施設が設置されている物件のみ対象）
・ 特定施設標示板は設置されているか（各制度に応じた標示板が設置されています）
共同住宅の場合
・ 住宅標示板は設置されているか（平成元年1月以前の物件を除く）
・ 住宅標示板の表記は消えていないか

※こちらに記載の事項以外でも、管理上の問題となることがあります。

※再開発等促進区における建築物の容積率制限・高さ制限の緩和制度の適用を受けている場合、「公開空地」を「有効空地」と読み替えてください。

建築物や公開空地などについては、大阪市総合設計制度許可取扱要綱実施基準に則り適正に維持管理していただく必要があります。

また、管理上の問題がある場合は、適切に是正を行う必要があります。その時期と内容を総合所見欄に記載してください。